

東法連ニュース

2022年
(令和4年)
2・3月号
第424号

一般社団法人 東京法人会連合会 © 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階

TEL 03-3357-0771 (代) URL: <http://www.tohoren.or.jp> Mail: info@tohoren.or.jp

会長)が、2月25日全法連会館で開催され、令和4年度税制関連の事業計画等について審議を行った。

令和4年度事業計画では、「納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進」と「税制に対する調査研究と要望活動の推進」を掲げており、前者では、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録を開始したインボイス制度が既に開始に向け動きだしていることを明確にし、「登録の遅滞が懸念されることから、「制度の周知活動に注力する」としている。

具体的な活動計画では、「令和5年度税制改正要望のとりまとめ」、「税制改正等への対応」、税関連の



あいざつする
青柳晴久委員長

令和3年度
第3回税制税
務委員会(青
柳晴久委員
長・四谷法

令和4年度事業計画等を審議 税制改正要望「たたき台」を作成 税制税務委員会

研修、「租税教育」等について例年
どおり活動を行っていくことが示さ
れた。

令和5年度税制改正要望のとりま
とめにあたっては、東法連事務局が
作成した「たたき台」が示され、こ
れを基に各単位会において議論して
いただき、加筆修正して単位会案を
とりまとめるなど、単位会の状況に
あわせて活用してもらおうこととし
ている。全法連要望とりまとめまで
のスケジュールは別掲のとおり。

<令和5年度の税制改正要望とりまとめスケジュール>

	東法連	全法連
1月		
2月	第3回税制税務委員会 2月25日 令和5年度税制改正要望たたき台	全法連:税制セミナー 2月15日 第6回税制常任委員会
3月	税制講演会 3月10日	
4月	単位会要望取りまとめ	第1回税制常任委員会
5月	※各委員に意見を求めた後 東法連要望取りまとめ	全法連税制アンケート 第2回税制常任委員会
6月	第1回税制税務委員会 令和4年6月	全法連 要望取りまとめ提言策定
7月		第3、4回税制常任委員会 第5回税制常任委員
8月		第1回税制委員会(提言骨子の確認) 提言起草検討会
9月	税制税務委員会連絡協議会 令和4年9月	第2回税制委員会(税制改正提言の確認) 理事会(税制改正提言を決議)
10月	(法人会全国大会) 提言趣旨説明	
11月	提言活動	
12月	令和5年度税制改正大綱	

令和4年度 税制改正大綱 —法人会の税制改正提言—

～電子取引に関する電子帳簿保存法は、2年間の宥恕措置「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～
政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与との比較から継続雇用者給与との比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年
の新規雇用者給与と比較の制度、令和4年4月以降開始する事業
年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、①10万円未満の少額の減価償却資産、②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のもの、については全額損金として処理できる制度、③一括償却資産として20万円までの減価償却資産、について3年間で均等償却できる制度があります。

令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととしました。大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期間を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期間が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等

②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いました。配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

相続税・贈与税関係

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度を令和5年12月31日まで2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、500万円ずつ縮小されます。

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存への義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存制度に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われる。

☆記事内容についてのお問合せは... TIS税理士法人 税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449 HP: <http://www.iida-office.jp/>

全体連絡会議を開催

「健康経営の始め方と進め方」を村尾信尚氏が講演

東法連青年部会連絡協議会



酒井透 東法連青年部会連絡協議会会長
 酒井透青年部会は、2月8日、全体連絡協議会を開催し、新宿のハイアットリージェンシー東京で開催された。



山金副会長
 山金副会長は、協賛会として、



村尾信尚氏 講演する
 村尾信尚氏は、協賛会として、

(雪谷法人会会長)のあいさつで開会した。

初めに、関西学院大学教授で、元「NEWS ZERO」メインキャスターの村尾信尚氏を講師に、「次の世代に社会を引き継ぐために健康経営の始め方と進め方」と題し講演があった。

講演終了後、酒井青連協会長より、全法連が推進する「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の一環である、法人会版健康経営宣言書の各単位会の提出状況と、宣言書の書き方について説明があった。

確定申告期に街頭ビジョンで法人会とe-TaxをPR



渋谷スクランブル交差点「DHC Channel」
 東法連青連協では、確定申告が始まる2月中旬に、渋谷スク

- 屋外大型ビジョン広告**
- 【実施期間】令和4年2月13日(日)から2月19日(土)
- 【実施場所】
- ①新橋駅SL広場横 新橋FAROシティビジョン(第1ブロック)
 - ②御徒町多慶屋本店 多慶屋御徒町ビジョン(第2ブロック)
 - ③渋谷スクランブル交差点 DHC Channel(第3ブロック)
 - ④新宿駅東口 アルタビジョン(第4ブロック)
 - ⑤錦糸町駅南口 錦糸町楽天地ビジョン(第5ブロック)
 - ⑥立川駅北口 ISETAN TACHIKAWA VISION(第6ブロック)

ランブル交差点や新宿アルタビジョン等都内6か所の街頭ビジョンで法人会とe-TaxをPRした。PR動画には各会の青年部会長らが出演し、「税を味方に、強い経営を」と法人会をPR。「e-Taxなら三密を避けて、自宅や職場で申告・納税ができる」、「法人会はe-Taxを推奨しています」とe-TaxをPRしている。

「福利厚生制度創設50周年 キャンペーン」に貢献

東法連は、令和3年の福利厚生制度の推進(対象期間は4月から12月)に顕著な成果を挙げ、法人会の「福利厚生制度創設50周年キャンペーン」に貢献した受託会社

受託会社機関長等に感謝状
 東法連は、令和3年の福利厚生制度の推進(対象期間は4月から12月)に顕著な成果を挙げ、法人会の「福利厚生制度創設50周年キャンペーン」に貢献した受託会社者には別掲のとおり。

- 受託会社機関長等感謝状受賞者**
- (表彰順・敬称略) 所属は令和3年12月現在
- 大同生命保険株式会社**
- ＜新契約保障金額部門＞
- | | |
|-------------|-------|
| 新宿支社 第二営業課 | 福永 正樹 |
| 品川営業部 第一営業課 | 山口 由仁 |
| 池袋支社 第一営業課 | 中橋 伸介 |
| 渋谷支社 第二営業課 | 鈴木 圭史 |
| 東京支社 第三営業課 | 小多 崇史 |
| 品川営業部 第二営業課 | 加藤 武兼 |
| 東京支社 第三営業課 | 福島 諒 |
| 上野支社 第二営業課 | 上野 将 |
- ＜新規加入企業部門＞
- | | |
|-------------|-------|
| 多摩支社 東村山営業所 | 安田 恵介 |
| 東京支社 第五営業課 | 明田 崇 |
- AIG損害保険株式会社**
- | | |
|-----------------|--------|
| 東京キャリアエージェント営業部 | 清田 啓裕 |
| 東京キャリアエージェント営業部 | 増田 正和 |
| 東京第一プロチャネル営業部 | 小野 和之 |
| 東京第一プロチャネル営業部 | 新川 雄大 |
| 東京第二プロチャネル営業部 | 國嶋 洋介 |
| 東京第二プロチャネル営業部 | 岡田 航平 |
| 西東京支店 | 高橋 知巳 |
| 東京キャリアエージェント営業部 | 高田 英之 |
| 東京キャリアエージェント営業部 | 林 学司 |
| 東京第二プロチャネル営業部 | 新井 真紀子 |
- アフラック**
- | | |
|--------|-------|
| 東京第三支社 | 鶴坂 祐介 |
| 東京第一支社 | 沼上 裕貴 |
| 東京第三支社 | 秋吉 邦昌 |
| 東京第一支社 | 塙原 昌 |
| 東京第二支社 | 深出 貴弘 |

コロナ禍87%が経営に影響と回答
企業経営への影響調査アンケート

東法連では、法人会アンケート調査システムを活用し、東京の法人会会員を対象にコロナ禍における企業経営への影響についてアンケートを行った。

調査結果によると、経営に影響を与えたとの回答が、87%と大多数を占めた。影響の内容は、売上減と受注減合せて68%で、その他、プロジェクトの遅延、営業活動の制限、コロナ対策作業とコストの増加、仕入れの高騰などであった。

コロナ関連助成金等は、約75%が活用したと回答。その内、約95%が助けになったと回答している。一方で活用しなかった理由は、受給対象に当てはまらないが56%、必要ないが26%であった。テレワークは、約47%が導入。効果があつたが約64%、半面ほとんど効果がなかつたが約36%であった。今後については、現状維持が50%、廃止、縮小が約40%。導

入しなかつた理由は、業務が適さないが約90%とほとんどであった。なお、アンケートを行った12月中旬は、コロナ第5波が収束し、新規感染者がほとんどいなくなつた。時期であることを考慮いただき(Q 3)。その後年明けに、第6波となるオミクロン株により感染者が急拡大している。

コロナ禍における企業経営への影響調査アンケート

(東京の会員を対象に全法連のアンケートシステムにより調査)

1. 調査期間 令和3年12月10日(金)～19日(日)
2. 調査対象 全法連のアンケート調査システム登録者
3. 調査範囲 東京
4. 回答数 217名

Q1 コロナ禍は事業の経営に影響を与えました?

①大いに与えた	111名	51.2%
②若干与えた	77名	35.5%
③ほとんど与えなかつた	24名	11.1%
④まったく与えなかつた	5名	2.3%
合計	217名	

Q2 (与えたと回答した人に)それは具体的に、どのようなものですか?

①売上減少	90名	51.1%
②受注減少	30名	17.0%
③プロジェクトの遅れ	6名	3.4%
④営業活動の制限	6名	3.4%
⑤テレワークの増加	6名	3.4%
⑥その他、対策作業とコストの増加、仕入れ高騰等	38名	21.6%
合計	176名	

Q3 (与えたと回答した人に)業績がコロナ禍以前に戻る時期はいつごろとお考えですか?

①既に回復している	16名	8.5%
②2021年中	2名	1.1%
③2022年前半	17名	9.0%
④2022年後半	51名	27.1%
⑤2023年以降	39名	20.7%
⑥わからない	63名	33.5%
合計	188名	

Q4 政府等の助成金や無利子融資などを活用しましたか?

①活用した	163名	75.1%
②今後活用したい	4名	1.8%
③活用しなかつた	50名	23.0%
合計	217名	

Q5 (活用したと回答した人に)それは経営上の助けになりましたか?

①大いに助けになった	95名	58.3%
②若干の助けになった	60名	36.8%
③ほとんど助けにならなかつた	8名	4.9%
合計	163名	

Q6 (活用しなかつたと回答した人に)それは何故ですか?

①必要ない	13名	26.0%
②受給の対象に当てはまらない	28名	56.0%
③申請が面倒	1名	2.0%
④検討したことがない	5名	10.0%
⑤その他	3名	6.0%
合計	50名	

Q7 テレワークを導入しましたか?

①導入した	102名	47.2%
②今後導入する予定	7名	3.2%
③導入しない	107名	49.5%
合計	216名	

Q8 (導入したと回答した人に)仕事の効率上がるなど、プラス効果がありましたか?

①効果があつた	19名	18.6%
②若干の効果があつた	46名	45.1%
③ほとんど効果がなかつた	37名	36.3%
合計	102名	

Q9 (導入したと回答した人に)今後はテレワークをどうされますか?

①現状維持	51名	50.0%
②廃止	12名	11.8%
③縮小	29名	28.4%
④拡大	2名	2.0%
⑤検討中	8名	7.8%
合計	102名	

Q10 (導入しないと回答した人に)それは何故ですか?

①業務がテレワークに適さない	95名	89.6%
②導入コストが見合わない	1名	0.9%
③導入・運営できる人材がいない	0名	0.0%
④社員の評価、管理が難しくなる	2名	1.9%
⑤その他	8名	7.5%
合計	106名	